

第178回(臨時)代議員会
平成29年 3 月18日(土)

認知症と運転免許

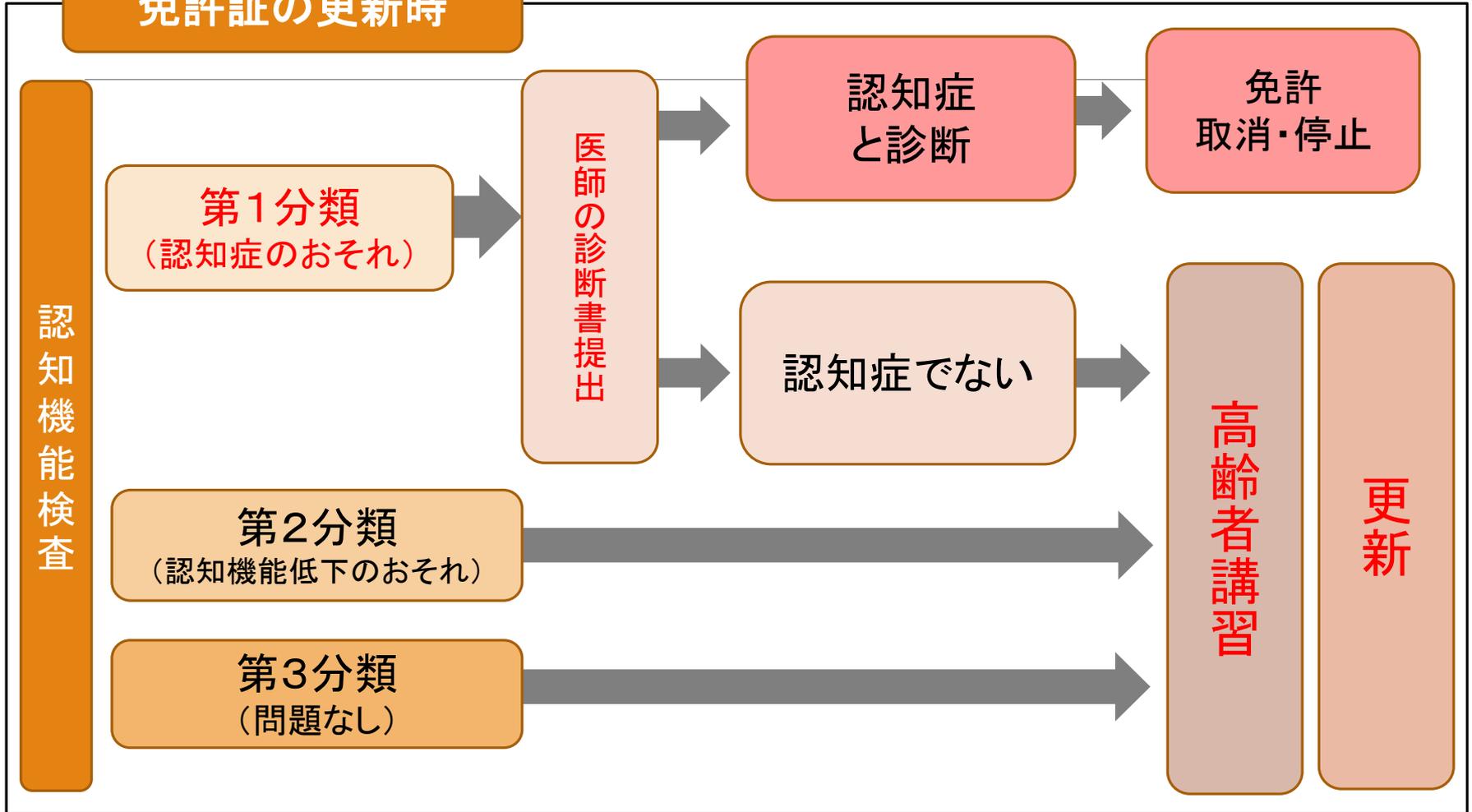
道路交通法改正に伴う
診断書提出命令に対する愛知県医師会の対応

公益社団法人愛知県医師会

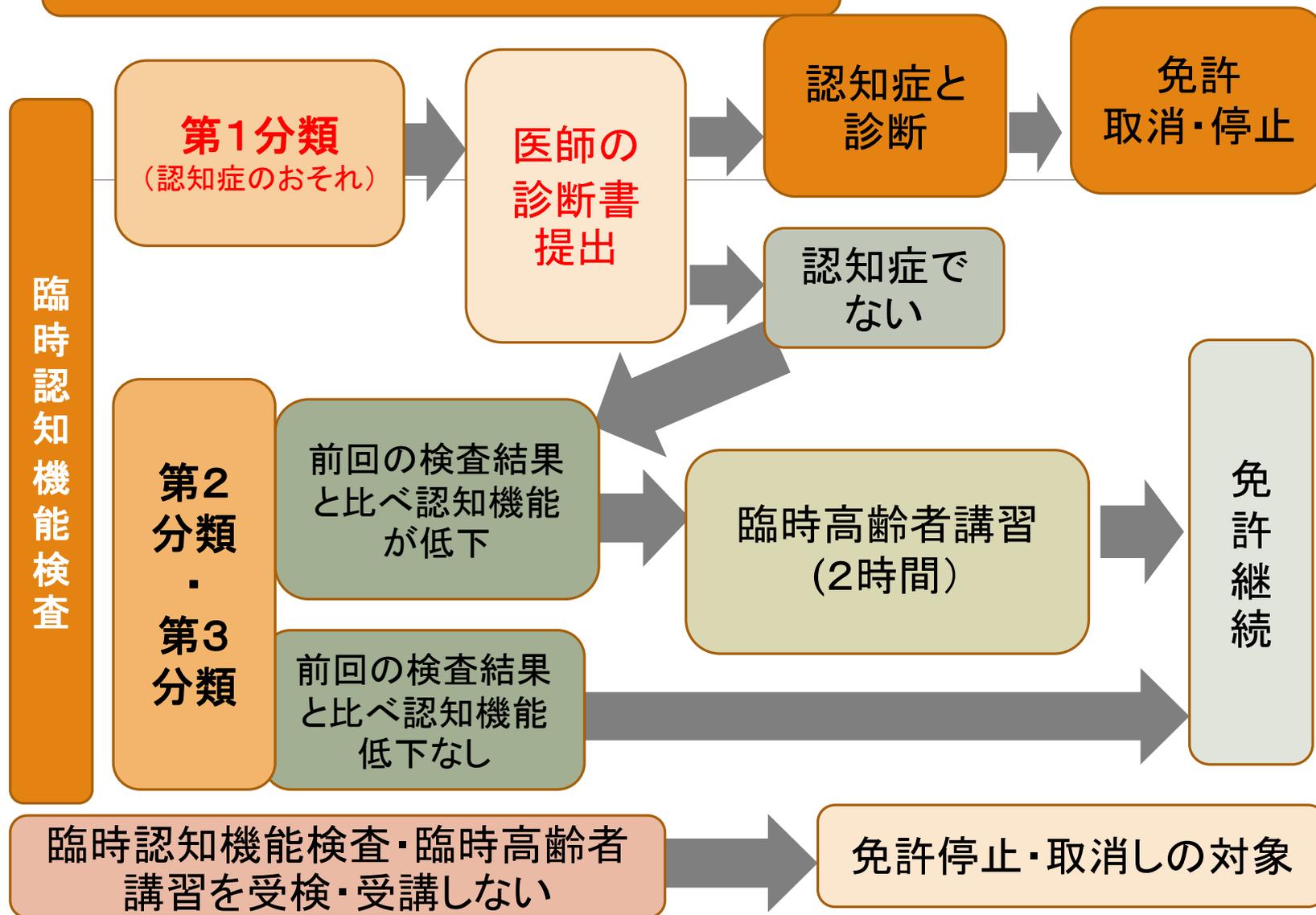
理事 野田正治

75歳以上の免許保有者

免許証の更新時



一定の違反をした時



18種類の違反

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・通行区分違反
- ・横断等禁止違反
- ・進路変更禁止違反
- ・しゃ断踏切立入り等
- ・交差点右左折等方法違反
- ・指定通行区分違反
- ・環状交差点左折等方法違反
- ・優先道路通行車妨害等
- ・交差点優先車妨害
- ・環状交差点通行車妨害等
- ・横断歩道等における横断歩行者等妨害
- ・横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害
- ・徐行場所違反
- ・指定場所一時不停止等
- ・合図不履行
- ・安全運転義務違反

診断書提出命令

愛知県

平成27年 約200人

改正後 平成29年 約2,600人と予想されている

平成28年7月15日

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年府令第49号）

第二十九条の五 [法第百三条第六項](#) の適性検査は、[同条第一項第一号](#) から[第三号](#) までに規定する免許の効力の停止の要件に関し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2 [法第百三条第六項](#) の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、[法第百三条第一項第一号](#) から[第三号](#) までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

（免許の保留に係る適性検査の受検等命令）

第十八条の四 [法第九十条第八項](#) の適性検査は、[同条第一項第一号](#) から[第二号](#) までに規定する免許の保留の要件に関し専門的な知識を有すると公安委員会が認める医師の診断により、行うものとする。

2 [法第九十条第八項](#) の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、[法第九十条第一項第一号](#) から[第二号](#) までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

一定の要件を満たす医師

認知症に関し専門的な知識を有する医師
又は
認知症に係る主治医

臨時適性検査制度の見直し

診断書提出命令の新設

更新時及び臨時の認知機能検査等で「認知症のおそれがある」と判定された方については、臨時の適性検査を受けるか、**一定の要件を満たす医師**(注記)の診断書を提出することとなります。

(注記)認知症に関し専門的な知識を有する医師又は認知症に係る主治医

診断書提出命令対象者への情報提供に支障のない専門医(指定)

都道府県名	氏名	所属学会等	勤務先
例	〇〇県 〇〇〇〇	〇〇学会	〇〇記念病院
1 愛知県	光田 輝彦	日本老年精神医学会 日本認知症学会	さわらび会福祉村病院
2 愛知県	本郷 仁	日本老年精神医学会	にじこころのクリニック
3 愛知県	梅田 健太郎	日本老年精神医学会 日本認知症学会	守山荘病院
4 愛知県	鳥居 洋太	日本老年精神医学会	守山荘病院
5 愛知県	岩田 基	日本老年精神医学会	城山病院
6 愛知県	明智 龍男	日本老年精神医学会	名古屋市立病院
7 愛知県	野口 良弘	日本老年精神医学会	国立長寿医療研究センター
8 愛知県	江崎 良治	日本老年精神医学会	大建会病院
9 愛知県	浅井 俊恒	日本認知症学会	海南病院
10 愛知県	阿南 知世	日本認知症学会	名古屋市立西部医療センター
11 愛知県	阿部 祐士	日本認知症学会	オレンジクリニック
12 愛知県	荒木 邦彦	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院
13 愛知県	荒木 有三	日本認知症学会	犬山中央病院
14 愛知県	安藤 隆	日本認知症学会	佐藤病院
15 愛知県	飯塚 宏	日本認知症学会	小牧市民病院
16 愛知県	池田 昇平	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院
17 愛知県	泉 雅之	日本認知症学会	愛知医科大学病院
18 愛知県	伊藤 康広	日本認知症学会	トヨタ記念病院
19 愛知県	入谷 修司	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院
20 愛知県	鍋岡 克行	日本認知症学会	総合上飯田第一病院
21 愛知県	梅堀 盛行	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院
22 愛知県	江崎 良治	日本認知症学会	かなめ病院
23 愛知県	遠藤 英俊	日本認知症学会	国立長寿医療研究センター
24 愛知県	大西 文二	日本認知症学会	上林記念病院

25 愛知県	小柴 大吉	日本認知症学会	おぐりクリニック	
26 愛知県	片田 栄一	日本認知症学会	名古屋西部医療センター	
27 愛知県	澤井 知之	日本認知症学会	（まい）医院	
28 愛知県	久米 明人	日本認知症学会	久米クリニック	
29 愛知県	小出 隆義	日本認知症学会	可知記念病院	
30 愛知県	小長谷 陽子	日本認知症学会	国立長寿医療研究センター	
31 愛知県	櫻井 孝	日本認知症学会	国立長寿医療研究センター	
32 愛知県	梶 泰城	日本認知症学会	豊川市民病院	
33 愛知県	鳥羽 研二	日本認知症学会	国立長寿医療研究センター	
34 愛知県	富田 裕	日本認知症学会	富田病院	
35 愛知県	富安 亨	日本認知症学会	半城土とみやクリニック	
36 愛知県	新美 由紀	日本認知症学会	津島市民病院	
37 愛知県	野々垣 禎	日本認知症学会	海南病院	
38 愛知県	野村 秀樹	日本認知症学会	おちい診療所 野並	
39 愛知県	白水 望尚	日本認知症学会	白水クリニック	
40 愛知県	長谷川 康博	日本認知症学会	名古屋第二赤十字病院	
41 愛知県	国部 直樹	日本認知症学会	豊田厚生病院	
42 愛知県	国部 英幸	日本認知症学会	国立長寿医療センター	
43 愛知県	津津 幸英	日本認知症学会	愛知医科大学病院	
44 愛知県	藤城 健一郎	日本認知症学会	中京病院	
45 愛知県	藤城 弘樹	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院	
46 愛知県	松川 則之	日本認知症学会	名古屋市立大学病院	
47 愛知県	松崎 吉紀	日本認知症学会	松崎病院	
48 愛知県	真鍋 雄大	日本認知症学会	藤田保健衛生大学中部国際空港診療所	
49 愛知県	丸井 康男	日本認知症学会	あさひが丘ホスピタル	未実施
50 愛知県	三浦 久幸	日本認知症学会	国立長寿医療センター	未実施
51 愛知県	三竹 重久	日本認知症学会	公立衛生病院	未実施

52 愛知県	安井 敬三	日本認知症学会	名古屋第二赤十字病院	未実施
53 愛知県	八十島 隼二	日本認知症学会	上林記念病院	未実施
54 愛知県	柳川 まどか	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院	未実施
55 愛知県	柳 壽	日本認知症学会	名古屋第二赤十字病院	未実施
56 愛知県	山田 健太郎	日本認知症学会	名古屋市立東部医療センター	未実施
57 愛知県	山名 知子	日本認知症学会	津島市民病院	未実施
58 愛知県	山根 剛夫	日本認知症学会	やまね病院	未実施
59 愛知県	瀧邊 清之	日本認知症学会	公立衛生病院	未実施
60 愛知県	横井 聡	日本認知症学会	名古屋大学医学部付属病院	未実施
61 愛知県	吉田 眞理	日本認知症学会	福沢市民病院	未実施
62 愛知県	嵐見 幸恵	日本認知症学会	国立長寿医療センター	未実施

県内で認知症学会・老年
精神医学会専門医は
62名

認知症家族の会の調べた物忘れ外来、認知症外来は 県内103医療機関

愛知県

「もの忘れ外来」「認知症外来」

都道府県		愛知県	山際クリニック
愛知県	七宝病院	愛知県	あさひが丘ホスピタル
愛知県	宇田ファミリークリニック	愛知県	春日井リハビリテーション病院
愛知県	みずクリニック	愛知県	春日井市民病院
愛知県	愛知医科大学病院	愛知県	勝川脳神経クリニック
愛知県	長久手南クリニック	愛知県	小牧第一病院
愛知県	安城厚生病院	愛知県	公立陶生病院
愛知県	八千代病院	愛知県	共和病院
愛知県	上林記念病院	愛知県	津島市民病院
愛知県	一宮西病院	愛知県	安藤病院
愛知県	いまいせ診療センター	愛知県	あさくらクリニック
愛知県	千秋病院	愛知県	内科伊藤医院
愛知県	稲垣医院	愛知県	にしはたクリニック
愛知県	二宮市立市民病院	愛知県	小林記念病院
愛知県	どうけ内科クリニック	愛知県	権田脳神経外科
愛知県	かじうらファミリークリニック	愛知県	平尾医院
愛知県	岡崎市民病院	愛知県	福祉村病院
愛知県	岡崎東病院	愛知県	豊川市民病院
愛知県	高木外科内科医院	愛知県	大石医院
愛知県	おの医院	愛知県	樋口病院
愛知県	刈谷豊田総合病院	愛知県	こじま内科クリニック
愛知県	半城土とみやすクリニック	愛知県	たけだクリニック
愛知県	犬山病院	愛知県	仁大病院
愛知県	井上医院	愛知県	足助病院
愛知県	高蔵寺駅前クリニック	愛知県	三九朗病院
		愛知県	豊田厚生病院
		愛知県	豊田地域医療センター
		愛知県	トヨタ記念病院
		愛知県	豊田西病院
		愛知県	藤田保健衛生病院
		愛知県	東栄町国民健康保険東栄病院
		愛知県	中部ろうさい病院
		愛知県	守山いつき病院
		愛知県	メドック健康クリニック
		愛知県	宇野内科
		愛知県	白水クリニック
		愛知県	名古屋大学医学部付属病院
		愛知県	名古屋第二赤十字病院
		愛知県	中京厚生クリニック
		愛知県	名古屋市立大学病院
		愛知県	名古屋市総合リハビリテーションセンター
		愛知県	覚王山メンタルクリニック
		愛知県	名古屋市立東部医療センター
		愛知県	黒川医院
		愛知県	城山病院
		愛知県	渡辺クリニック
		愛知県	富田病院
		愛知県	高畑クリニック
		愛知県	名古屋掖済会病院
		愛知県	松陰病院
		愛知県	藤田保健衛生大学坂文種敬徳会病院
		愛知県	古山医院
		愛知県	名古屋第一赤十字病院
		愛知県	サクラクリニック
		愛知県	八事病院

愛知県	ひろせクリニック
愛知県	のなみ心療クリニック
愛知県	善常会リハビリテーション病院
愛知県	あいせい紀年病院
愛知県	かなめ病院
愛知県	大同病院
愛知県	熊沢医院
愛知県	中京クリニカル
愛知県	北病院
愛知県	総合上飯田第一病院
愛知県	わかばの里診療所
愛知県	あじま診療所
愛知県	名古屋市立西部医療センター
愛知県	名古屋市厚生院
愛知県	東名古屋病院
愛知県	本郷眼下・神経内科
愛知県	名古屋フォレストクリニック
愛知県	大清水クリニック
愛知県	海南病院
愛知県	豊橋ニコニコクリニック

全国もの忘れ外来一覧（東海）

全国の「もの忘れ外来」「認知症外来」などをご覧ください。

「家族の会」が独自にホームページ等を通じて調べた全国のもの忘れ外来（認知症外来なども含む）の一覧です。間違いや訂正などがある場合は、「家族の会」(office@alzheimer.or.jp)までお寄せ下さい。（最終更新2017年1月17日）

なお、「家族の会」が推奨している病院ではありません。情報提供の一環として掲載していますがご注意ください。病院名をクリックするとそれぞれのホームページ（または検索結果）をご覧ください。

「認知症疾患医療センター」

都道府県	
愛知県	国立長寿医療センター
愛知県	守山荘病院
愛知県	名鉄病院
愛知県	医療法人人生会まつかげシニアホスピタル

**愛知県公安委員会の指定した
認知症認定医（指定医）**

**公安委員会の命令を受けた者に対し
臨時適性検査を行う**

費用は公費

愛知県公安委員会の指定した
認知症認定医は現在12名

診断書 提出命令書

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
 が拒否される
 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
 が取り消される
 の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命 ずる理由となった 認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係までお問い合わせください。

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係
 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

同封される
医師向け
依頼文

医師の皆様へ

認知機能検査（※）の結果、認知症の疑いがありますので、診断をお願いします。

なお、この診断に御不明な点がある場合やトラブルがあった場合には、下記の担当者までお問い合わせください。

〇〇県警察本部交通部運転免許課

（参照）

※ 認知機能検査は、「時間の見当識」（自らおかれている時を正しく認識しているかについての検査）、「手がかり再生」（16の記憶項目を再生することによる記憶力の検査）、「時計描画」（空間把握能力（物の位置を把握する能力）についての検査）からなる検査で、100点満点中49点未満を道路交通法において「認知症のおそれがある」と定めています。

検査内容等は警察庁HPで公表しています。

【担当者】

〇〇県警察本部運転免許試験場〇〇係 〇〇
住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

診 断 書

愛知県公安委員会提出用⑧

1 氏名 _____ 男・女 _____
 生年月日 _____ M・T・S・H _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 歳)
 住所 _____

2 医学的判断
 病 名 (該当する病名等にチェック)
 ① アルツハイマー型認知症 ② レビー小体型認知症
 ③ 血管性認知症 ④ 前頭側頭型認知症
 ⑤ その他の認知症 (_____)
 ⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある (軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等)
 ⑦ 認知症ではない (認知機能に低下があるとはいえない。)

総合所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載)

認知機能障害等の状態 (症状があるものにチェック)

<input type="checkbox"/> 記憶障害	<input type="checkbox"/> 見当識障害
<input type="checkbox"/> 物忘れ <input type="checkbox"/> 同じ事を何度も言う	<input type="checkbox"/> 日付の誤認 <input type="checkbox"/> 道がわからなくなる
<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
<input type="checkbox"/> 実行機能障害 (生活障害)	<input type="checkbox"/> 理解・判断力の低下
<input type="checkbox"/> 買い物ができない <input type="checkbox"/> 着衣の異常	<input type="checkbox"/> 交通違反・事故、万引き
<input type="checkbox"/> 入浴ができない <input type="checkbox"/> 料理ができない	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 精神障害
<input type="checkbox"/> 行動障害	<input type="checkbox"/> 妄想(物盗られ・被害) <input type="checkbox"/> 怒りっぽい
<input type="checkbox"/> 暴力行為 <input type="checkbox"/> 徘徊 <input type="checkbox"/> 不潔行為	<input type="checkbox"/> 幻覚
<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> その他 (_____)
<input type="checkbox"/> その他 (言語の障害、失行、失認、視空間認知の障害など)	

3 身体・精神の状態に関する検査結果 (実施した検査にチェックし、結果を記載)

認知機能検査・神経心理学的検査

<input type="checkbox"/> M M S E (検査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 結果 _____ / _____ 点)
<input type="checkbox"/> H D S - R (検査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 結果 _____ / _____ 点)
<input type="checkbox"/> そ の 他 (実施検査名 _____ (検査日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 結果 _____ / _____ 点))

未 実 施 (未実施の場合チェックし、理由を記載)
 検査不能 (検査不能の場合チェックし、理由を記載)
 ※ 検査結果に関する所見又は未実施若しくは検査不能の理由 _____

臨床検査 (画像検査を含む)

<input type="checkbox"/> CT <input type="checkbox"/> MRI <input type="checkbox"/> SPECT
<input type="checkbox"/> その他 (_____)
<input type="checkbox"/> 未 実 施 (未実施の場合チェックし、理由を記載)
<input type="checkbox"/> 検査不能 (検査不能の場合チェックし、理由を記載)
※ 検査日、検査結果及び結果に関する所見又は未実施若しくは検査不能の理由 _____

その他の検査 _____

4 現時点での病状 (改善の見込み等についての意見)

※ 病名が「⑤その他の認知症」に該当する場合 (甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等)のみ記載 (該当するものにチェック)

ア 認知症について6月以内[または6月より短期間 (_____ ヶ月間)]に回復する見込みがある。
 イ 認知症について6月以内に回復する見込みがない。
 ウ 認知症について回復の見込みがない。

5 その他参考事項

F A S T (Functional Assessment Staging) (1 2 3 4 5 6 7)
 認知症高齢者の日常生活自立度 (自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M)

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病院または診療所の名称・所在地 _____

担当診療科名 _____

担当医氏名 _____

印 _____

診断書作成にあたっての費用

- ・診断書文書料は自費
- ・診断および検査に要する費用については
保険診療の対象となる

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症

（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

- ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。
- イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- 1 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。
- 2 「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月以内の保留又は停止とする。
- 3 その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査を行うこととする。なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）

認知症ではないが 認知機能の低下がみられ今後認知症と なるおそれがある

医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行なった場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査を行うこととする。なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。(ただし、長期の場合は最長でも1年とする)

すでに認知症と診断し、投薬を行なっている場合

- 返納を勧める。

本人が頑なに免許を返納する意志がない場合

- すでにカルテ等に認知症であることを記載しているので、認知症でないと診断書に書くことは虚偽記載にあたるので、「認知症である」と診断書に書かざるを得ないことを本人・家族に伝える。

主治医意見書等に「認知症」の診断名を記載している場合

- 介護保険の日常生活自立度Ⅱ以上であれば認知症と診断書を書くことになる。
- デイサービス等の施設利用時の診断書あるいは情報提供書に認知症と記載している場合も同様。

MCIと診断してアリセプトなどを投与している場合

- ⑥の「認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある」にチェックをつける
- 一方で保険請求では病名を「アルツハイマー型認知症」と病名を付けることになる問題点は残る。

認知症であっても「アルツハイマー型認知症」と「血管性認知症」の合併などがある場合

- ⑤の「その他の認知症」にチェックを入れその旨を括弧内に記入する

MMSEで23点-21点の場合

- 米国では20点以下を認知症としていることを踏まえ、総合的に勘案してMCIか認知症であるかの判断をすることになる。

※道路交通法上の「認知症」とは

- 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態と規定されている。(介護保険法第5条の2)

全くの初診あるいは感冒等でしか受診をしていない患者からの診断書提出依頼

- 「認知症に係る主治医」に関しては必ずしも現在その患者の認知症について診察していなくても、かかりつけ医として長年診療して、これまでの心身の状況や認知症の症状を把握している患者の場合であると考えられる。
- 認知症に係る主治医ではないので診断書を書くことはしない。
- 専門医療機関に紹介する。

認知症ではないとの診断を要求してきた場合

- 要求に応じてはならない。
- 県警運転免許課に相談をして公安委員会の認定医(指定医)に診断を依頼する。

医師の責任について

・認知症でないと診断した者が、その後、事故を起こし、認知症であったことが判明した場合であっても、通常、医師の刑事責任が問われることはない

・医師が故意に虚偽の診断書を作成したような場合は別であるが

・医師がその良心と見識に基づき、医学的見地から行った診断に基づき作成した診断書について、結果的にそれとは異なる結果が生じたからといって、それを理由に刑事責任が問われることは通常想定できない

- 平成25年11月19日参議院・法務委員会において警察庁交通局長が同様の趣旨を答弁している

・民事責任については言及されていないので注意を要する

- カルテ記載が重要
- 「医師がその良心と見識に基づき、医学的見地から行った診断に基づき作成した診断書」という文言が重要
- 逆に認知症であると診断し免許取消となった場合に患者から訴訟が起こされた場合にもこれが重要となる
- 判断に迷う場合は専門医を紹介する
- あるいは⑥にチェックをする

FASTによるアルツハイマー型認知症の重症度のアセスメント

1.正常	
2.年相応	物の置き忘れなど
3.境界状態	熟練を要する仕事の場面では、機能低下が同僚によって認められる。新しい場所に旅行することは困難。
4.軽度のアルツハイマー型認知症	夕食に客を招く段取りをつけたり、家計を管理したり、買物をしたりする程度の仕事でも支障をきたす。
5.中等度のアルツハイマー型認知症	介助なしでは適切な洋服を選んで着ることができない。入浴させるときにもなんとか、なだめすかして説得することが必要なこともある。
6.やや高度のアルツハイマー型認知症	不適切な着衣。入浴に介助を要する。入浴を嫌がる。トイレの水を流せなくなる。失禁。
7.高度のアルツハイマー型認知症	最大約6語に限定された言語機能の低下。理解しうる語彙はただ1つの単語となる。歩行能力の喪失。着座能力の喪失。笑う能力の喪失。昏迷および昏睡。

● 日常生活自立度の判断基準一覧

レベル	判断基準
I)	「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能なレベルです。
II a)	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
II b)	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
III a)	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
III b)	判断基準「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
IV)	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
M)	「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

診断書の提出期限

基本的には3ヶ月以内の提出が必要

医療機関の都合により提出ができないときには延長も検討

- 診断を3ヶ月以内に下せない場合
- 画像診断が間に合わない場合等

基本的には受診者本人が愛知県警運転免許課に連絡

- 事情によっては医療機関から運転免許課に連絡

診断書を提出しない場合

診断書を提出しなかったり、臨時認知機能検査を受験しなかったり、臨時高齢者講習を受講しない方は、運転免許の取消しや効力の停止処分等の行政処分を受ける。

但し、免許返納を届け出ていればよい

運転免許 自主返納

診断書の提出の必要はない

運転経歴証明書の交付を受けることができる

- 身分証明書として使うことができる

診断書提出後に自主返納をすることはできない

運転経歴証明書

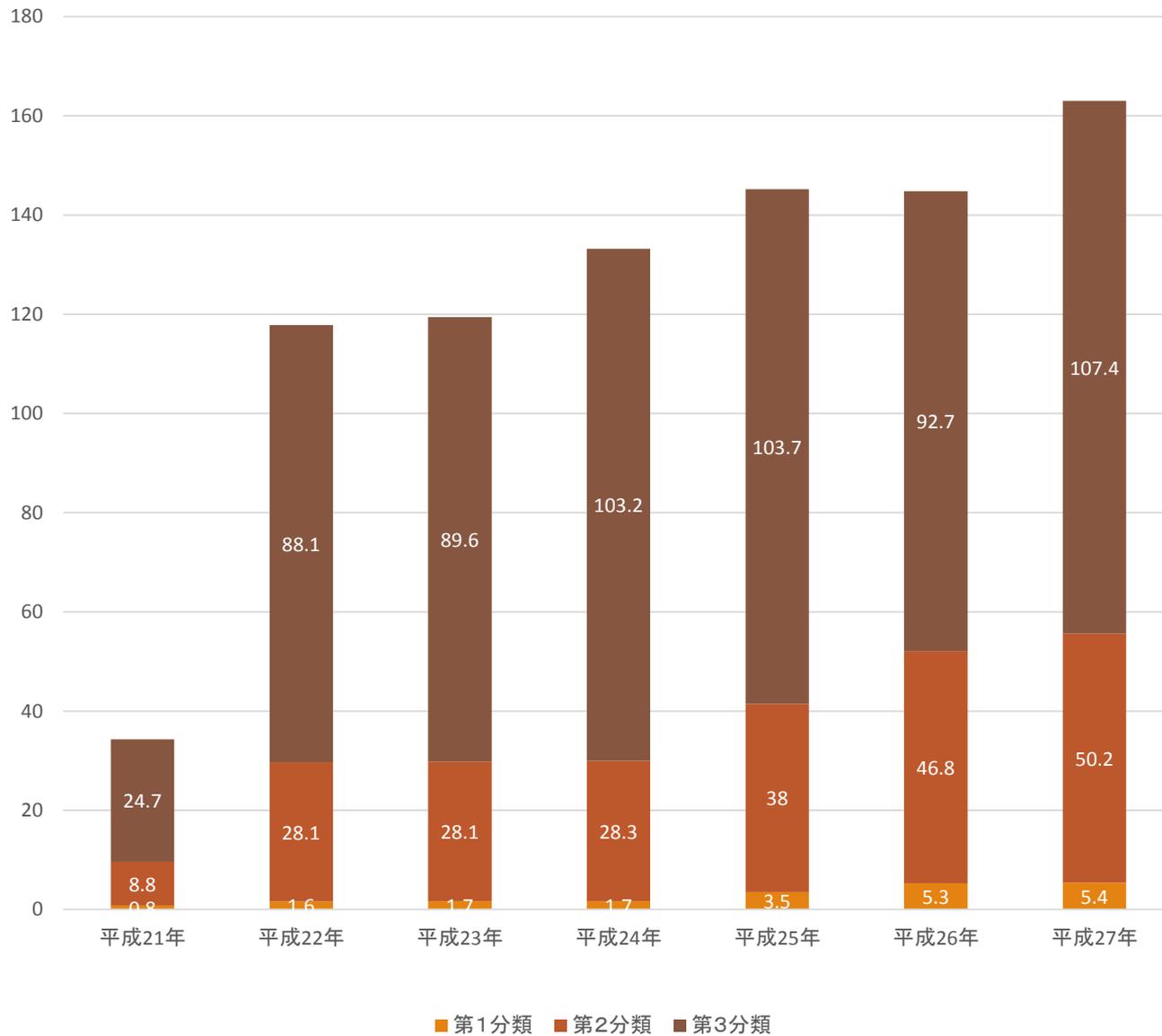
氏名	愛知 太郎	昭和05年 05月 05日生
住所	名古屋市中区三の丸二丁目1番1号	
交付	平成27年 01月 01日 10001-1	
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
番号	第 541199999980 号	
有効期限	平成00年00月00日	種 中 型
交付期限	平成40年04月04日	種 中 型
返納期限	平成00年00月00日	種 中 型



愛知県
公安委員会

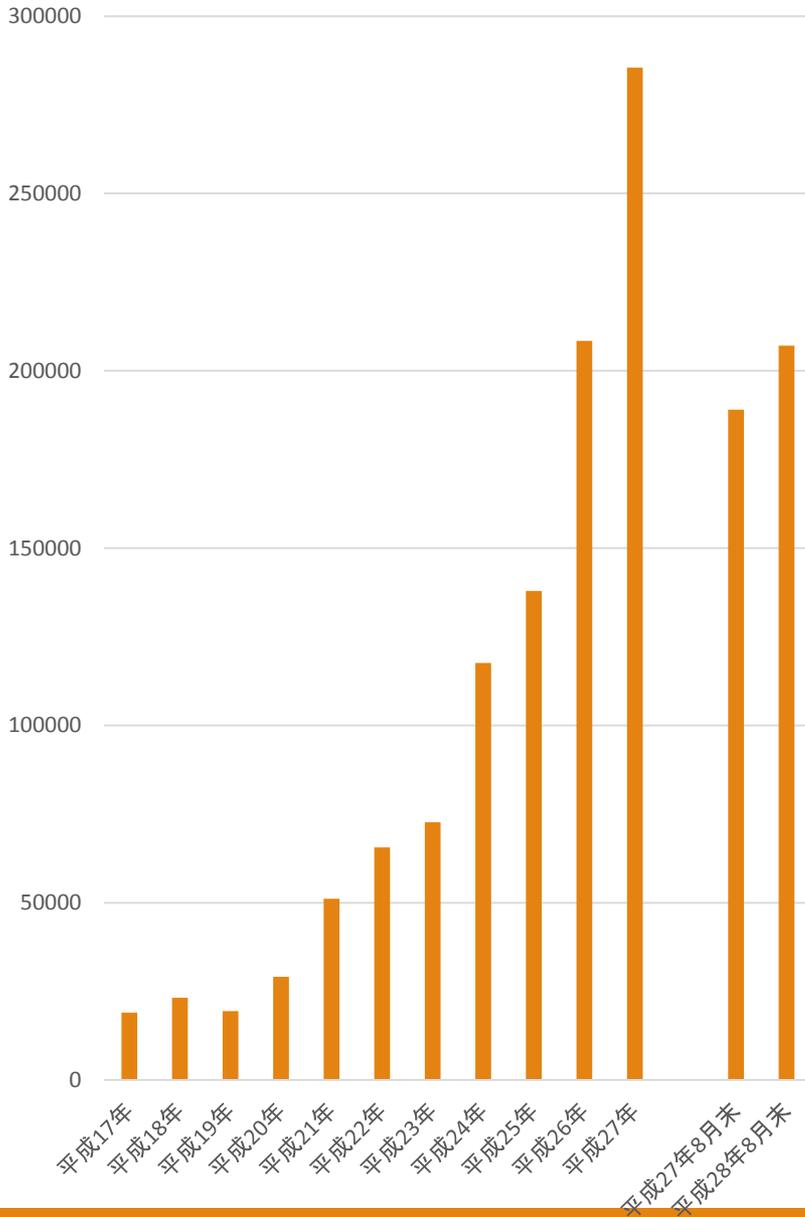
手数料1,000円

総受験者の認知機能検査結果

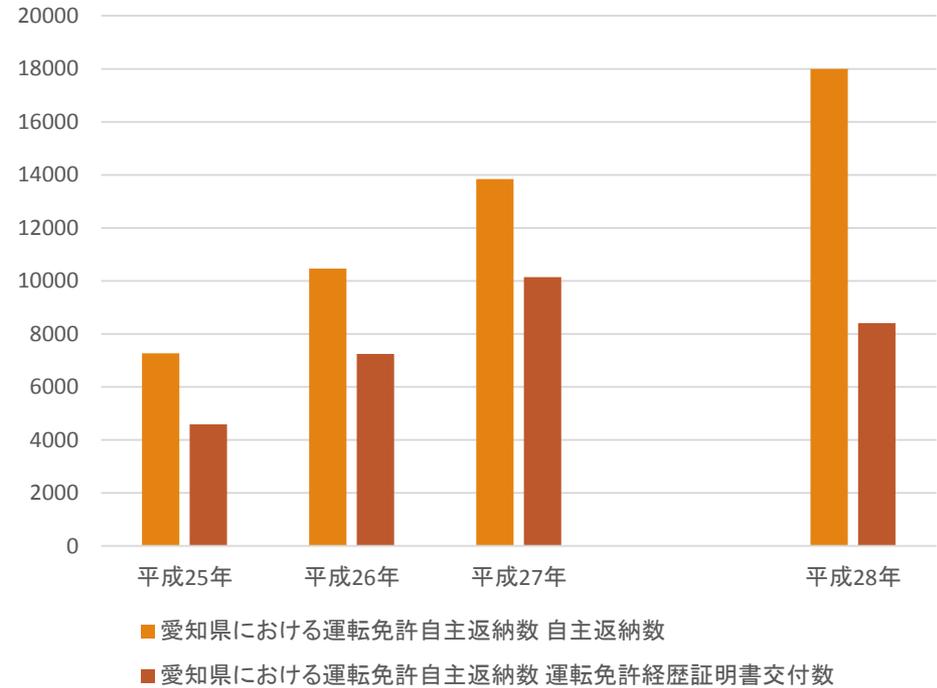


第1分類は
約3.3%

運転免許の自主返納数 全国

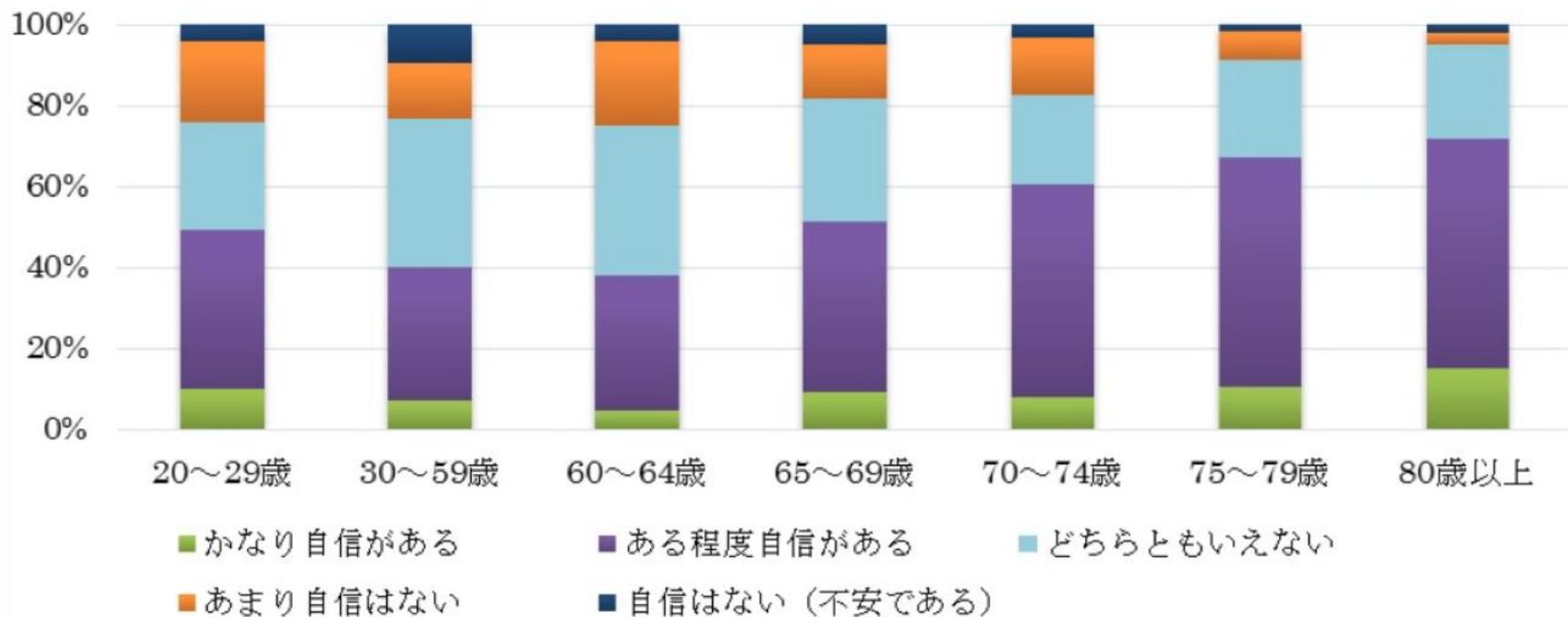


愛知県における運転免許自主返納数および 運転免許経歴証明書交付数



75歳以上の自主編能率は2.15

＜図表2＞ 運転に対する自信 1



MS&AD基礎研究所調査
全国の20代から80代の男女1,000人に対する調査

運転経歴証明書の提示による優遇制度 (再掲)



【運転経歴証明書】

- ・免許証番号と同一の番号が表示されます。
- ・券面(表)に「自動車等の運転はできません。」と表示されます。
- ・裏面備考欄に記載事項の変更内容を記載します。
- ・免許中止、免許取消処分を受けた方は自主返納ができません。

【運転経歴証明書とは】

- ・運転免許証を自主返納（申請による取消し）した日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について、優良、一般運転者等の区分が表示された運転免許証と同一サイズのカード型の証明書です。
平成24年法律改正により、公的な身分証明書として生涯使用することが可能となりました。（発行手数料1,000円）

●運転経歴証明書の提示でこんな特典が受けられます

- ・タクシーの運賃割引
- ・スギ薬局商品5%引き
- ・住宅割引
- ・スガキヤ飲食代金割引
- ・スーパー銭湯入浴料金割引
- ・イオン（配送料割引）等々



この他、
各自治体にも、
運転免許返納者の
支援事業が
あります



自治体の運転免許返納支援事業 (一部抜粋)

	自治体名	支援内容
1	一宮市	70歳以上にi-バス・生活交通バス共通回数券又はICカード(mana) 2,000円分、反射材等贈呈。
2	春日井市	74歳以下にかすがいシティバス1乗車の運賃が100円になる「運転免許自主返納者カード」を配付(通常は1乗車200円)
3	豊川市	65歳以上にコミュニティバス回数券又は反射材付傘を贈呈
4	安城市	74歳以下にコミュニティバス2年間無料乗車券の贈呈。(75歳以上等は無料で乗車できる)
5	西尾市	75歳以上にコミュニティバス3年分無料乗車証と交通安全グッズの贈呈
6	蒲郡市	70歳以上に記念品を贈呈
7	犬山市	65歳以上にコミュニティバス回数券1冊(5年間分)と交通安全グッズ1,000円分贈呈
8	東海市	65歳以上にコミュニティバス回数券かタクシーチケット贈呈
9	大府市	70歳以上に交通安全グッズを贈呈
10	知多市	65歳以上にコミュニティバス無料バスカード(1年間)発行
11	知立市	65歳以上にコミュニティバス2年分乗車券贈呈(一度限り2年分更新可)。
12	尾張旭市	70歳以上に市営バス回数券を贈呈
13	岩倉市	75歳以上にデマンド型乗合タクシー無料券10枚と反射傘を贈呈
14	豊明市	65歳以上にコミュニティバス定期券1年分支給
15	日進市	コミュニティバス無料バスカード(3か月間有効)贈呈
16	清須市	65歳以上、清須市コミュニティバスの無償乗車券の交付(有効期限3カ月)
17	北名古屋	65歳以上にコミュニティバス乗車券2冊と交通安全グッズを贈呈
18	あま市	市内巡回バス利用料金無料
19	長久手市	65歳以上に申請年度内に自主返納した人に5,000円分manaチャージ券
20	東郷町	65歳以上に交通安全啓発品の贈呈
21	東浦町	65歳以上に東浦町運行バスの定期券3か月分及び公共交通利用券(3,000円分)等
22	美浜町	70歳以上にタクシー料金を一部助成
23	武豊町	65歳以上に、コミュニティバス2年間無料乗車券贈呈、交通安全グッズ等の贈呈。

ご不明な点は、愛知県警察本部運転免許課までお問い合わせください。



連絡先電話番号

052-951-1611
(内線781-361)